

家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備・運営に関する市方針案比較表

資料 3 関係

	小規模保育事業（利用定員 6～19 人）			家庭的保育事業 （利用定員 5 人以下）	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	（参考） 認可保育所 国基準
	A 型 （保育所分園に近い）	B 型 （中間型）	C 型（定員 10 人以下） （家庭的保育に近い）		小規模型 （定員 19 人以下）	保育所型 （定員 20 人以上）		
保育従事者の資格	・保育士 ※0～2 歳児を 4 人以上受け入れる場合、保健師または看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可	・保育士 ・一定の研修を受けた保育従事者 ※0～2 歳児 4 人以上受け入れる場合、保健師または看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可 ※保育士比率は 1/2 以上	・家庭的保育者 （市長村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識・経験を有すると市長村長が認めるもの） ・一定の研修を受けた保育従事者（家庭的保育補助者）	・保育士 ・一定の研修を受けた保育従事者 ※0～2 歳児を 4 人以上受け入れる場合、保健師または看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可	・保育士 ※0～2 歳児を 4 人以上受け入れる場合、保健師または看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可	・必要な研修を修了し、保育士または保育士と同等以上の知識、経験を有すると市長が認める者	・保育士 ※0～2 歳児を 4 人以上受け入れる場合、保健師または看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可	
保育従事者の配置	・乳児（3：1）・1・2 歳児（6：1）に 1 人を加えた人数 （地域の実情に応じて、3 歳以上の児童を受け入れることができる＝児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号）		・0～2 歳児 3：1 補助者を置く場合 5：2	・乳児（3：1）・1・2 歳児（6：1）に 1 人を加えた人数 （地域の実情等に応じて、3 歳以上の児童を受け入れることができる＝児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号）		・0～2 歳児 1：1	・0・1 歳児 3：1 ・2 歳児 6：1 ・3 歳児 20：1 ・4・5 歳児 30：1	
その他職員の配置	・嘱託医 ・調理員（調理業務の委託または搬入の場合を除く）					—	・嘱託医 ・調理員（調理業務の委託または搬入の場合を除く）	
保育室等	・0・1 歳児 乳児室またはほふく室（1 人 3.3 m ² ） ・2 歳児 保育室（1 人 1.98 m ² ・C 型は 3.3 m ² ）	・0～2 歳児 乳児室またはほふく室 （1 人 3.3 m ² ）	・0～2 歳児 保育室（1 人 3.3 m ² ） 最低でも 9.9 m ² 以上	・0・1 歳児 乳児室またはほふく室（1 人 3.3 m ² ） ・2 歳児 保育室（1 人 1.98 m ² ）	・0・1 歳児 乳児室（1 人 1.65 m ² ）またはほふく室（1 人 3.3 m ² ） ・2 歳児 保育室または遊戯室（1 人 1.98 m ² ） ・医務室	—	・0・1 歳児 乳児室（1 人 1.65 m ² ）またはほふく室（1 人 3.3 m ² ） ・2～5 歳児 保育室または遊戯室（1 人 1.98 m ² ） ・医務室	
屋外遊戯場	・2 歳児 1 人につき 3.3 m ² （付近の代替地可）					—	・2 歳児 1 人につき 3.3 m ² （付近の代替地可）	
耐火基準等	・保育室等を 2 階以上に設置する場合、耐火または準耐火建築物であること 手すり等、乳幼児の転落事故防止設備を設けること ・消火器具・非常警報器具の設置など （その他、認可保育所に準じた取り扱い）		・火災報知器および消火器の設置	・保育室等を 2 階以上に設置する場合、耐火または準耐火建築物であること 手すり等、乳幼児の転落事故防止設備を設けること ・消火器具・非常警報器具の設置など （その他、認可保育所に準じた取り扱い）		—	・保育室等を 2 階以上に設置する場合、耐火または準耐火建築物であること 手すり等、乳幼児の転落事故防止設備を設けること ・消火器具・非常警報器具の設置など 他	
給食	・自園調理が基本（調理業務の委託・連携施設からの搬入は可能） ・調理設備設置（搬入する場合であっても、提供にあたって必要な加熱・保存機能要）					—	・自園調理が基本（調理業務の委託・連携施設からの搬入は可能） ・調理室設置（搬入する場合であっても、提供にあたって必要な加熱・保存機能要）	
携施設等	・連携施設の設定が必要（保育内容の支援および卒園後の受け皿） ※確保・設定が困難な場合は経過措置あり					—	—	